

宇都宮地方裁判所委員会（第26回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成26年11月19日（水）15：30～17：05

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

大垣良英，岡山賢吾，小栗 卓，五味渕秀幸，高橋充史，手島隆志，中尾 久，
野山 宏（委員長），平野浩視，福澤英子

※ 小池恵一郎，吉成 剛は欠席

（ゲストスピーカー）

宇都宮地方裁判所刑事部 判事 松本圭史

（庶務）

井上幸雄事務局長，毛利芳英事務局次長，小原誠司総務課長，岡元勇人総務課
課長補佐

4 議事

新任委員の自己紹介

野山委員から自己紹介があった。

委員長の選任

互選により，野山委員が新委員長に選任された。

意見交換テーマに関する説明

委員長より，今回の意見交換テーマ（被害者等の保護に配慮した司法手続の
在り方について）に関する説明が行われた。

警察における被害者保護の取り組みについて

委員より，警察における被害者保護に関する施策の概要及び運用状況につい
ての説明が行われた。

検察庁における被害者保護の取り組みについて

委員より、検察庁における被害者保護に関する施策の概要及び運用状況についての説明が行われた。

□ 裁判所における被害者保護の取り組みについて

ゲストスピーカーの松本裁判官より、刑事事件における被害者保護の諸制度及び、宇都宮地裁における制度の運用状況についての説明が行われた。

□ 質疑応答及び意見交換

各委員やゲストスピーカーからの説明に対する質疑応答及び、意見交換が行われた。

○ 以前は、捜査の密行性や秘密保持が重視される一方で、被害者の権利があまり保障されていなかった。現在は、刑事手続への関与などの被害者の権利が、法律上の権利として定められるようになった。被害者団体からは、更なる権利の拡充が求められていることから、現在も法務省を中心に検討が進められている。（委員長）

○ 刑事事件の確定記録を一般人が閲覧することはできるのか。また、一般人が確定記録を閲覧する場合でも被害者特定事項は秘匿されることになるのか。（委員）

→ 検察庁にお問い合わせいただくことになるが、閲覧が可能な場合でも必要に応じてマスキング等がされることになる。（委員）

○ 同種余罪の被害者が記録を閲覧する場合には、他県の事件についても対応してもらえるのか。（委員）

→ 検察庁からの情報提供をもとに、被害者サイドで調べていくことになる。（ゲストスピーカー）

○ 裁判所の文書は情報公開法の対象にはならないのか。（委員）

→ 裁判関連文書については、訴訟法等で規定されている。それ以外の司法行政文書については、情報公開法の対象にはなっていないが、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために、司法行政文書の

開示の取扱いについて独自に通達等を定め、情報公開の運用を行っている。

(委員長)

- 犯罪被害者保護の諸制度は、平成12年に導入されたものが多いようだが、これらの制度の導入が裁判そのものの結果に影響を与えることはなかったのか。(委員)

→ 平成12年の前後で判決内容に変化があったかどうかを検証することは非常に困難である。個人的にはあまり変わらないのではないかという印象を持っている。(委員長)

→ 弁護人の立場から言えば、裁判員裁判の導入は、刑事事件そのものを変えたと思うが、被害者保護のための諸制度により刑事裁判そのものが変わったという印象はない。(委員)

- 被害者の意見陳述により、裁判官に被害者の気持ちが直接伝わることで、結論が変わってくることもあるのではないか。(委員)

→ 被害者の意見陳述は実際にもよく行われており、裁判員裁判であれば、裁判員にも被害者の心情が直接伝わることになる。ただし、被害者の意見があまり前面に出てしまうと、重く罰する方向に向かってしまうなど、関与を認めることによるマイナス面もある。(ゲストスピーカー)

- 刑訴法第290条の2第1項(被害者特定事項の秘匿)決定をしないこととした事件は具体的にどのような内容だったのか。(委員)

→ 具体的内容までは把握していないが、内容に応じて裁判所が判断するものであり、無制限に認められるものではない。ただし、性犯罪については認められないケースはあまり考えられないので、それ以外の犯罪ではないかと思う。(ゲストスピーカー)

- 被害者団体からは、更なる権利の拡充が求められているとのことだが、今後、更に拡充される場合にはどのような施策が考えられるのか。(委員)

→ 現在一審のみで認められている被害者参加を控訴審に広げるとか、被害

者が死亡している場合に代わって手続に参加できる親族の範囲を広げることなどが、議論のまな板にのせられている。(委員長)

→ 現行では、被害者が被告人や証人に直接質問できる範囲が限られているが、より有罪・無罪の判断の分かれ目になるような部分まで認めてほしいという要望は出ているようである。(ゲストスピーカー)

□ 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成27年5月20日(水)午後1時30分から開催したい。議題についてであるが、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上